

立川市第5次長期総合計画策定方針

【I】策定の目的

1. 経過

立川市長期総合計画	[昭和 49 (1974) ~60 (1985) 年度]
立川市新長期総合計画	[昭和 60 (1985) ~平成 11 (1999) 年度]
立川市第3次長期総合計画	[平成 12 (2000) ~26 (2014) 年度]
立川市第4次長期総合計画 (現)	[平成 27 (2015) ~令和 6 (2024) 年度]

平成 23 (2011) 年の地方自治法の改正により、市町村に義務づけられていた基本構想の策定義務は廃止され、各市町村に委ねられた。

- 《第4次長期総合計画》 現計画の策定にあたっては、「社会の変化に対応しつつ、計画的に市民とともにまちづくりを進めていくために、市政運営の指針となる長期総合計画を引き続き策定すること」とした。
- 《議決事項》「議会の議決に付すべき事件は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする」(平成 25 年 6 月 18 日条例第 8 号)

2. 昨今の状況

- 新型コロナウイルス感染症を含む危機管理
- 国際情勢に伴う物価高騰対策
- カーボンニュートラルやSDGsへの取組
- DX、GXの加速化
- 人口減少・少子高齢化の本格的な進展 (2025、2040 年問題)
- 災害の頻発化・激甚化への対応
- 施設の老朽化 (2053 年までに床面積 20%削減)

これらの課題は、変動性や不確実性、複雑性の要素が高まっている。

3. 策定目的 <策定の必要性及び機能>

変動性や不確実性、複雑性が増している時代の難局を乗り越えるためには、市民、事業者等と一体となってまちづくりを進めることがますます重要となる。そのため、長期的な展望を見据えた市政運営の指針として、**長期総合計画を引き続き策定することとする。**

<総合計画が果たす機能>

- ① 行政の継続性・安定性 (行政の継続性)
- ② 行政の説明責任を果たす機能 (行政の信頼性)
- ③ 市民・事業者等とまちづくりの方向性を合わせる機能 (理解・協調・連携)

【Ⅱ】策定方針

1. 計画概要

(1) 名称

これまでの長期総合計画を継承し、市民にとってもわかりやすい名称として、「立川市第5次長期総合計画」とする。

(2) 構成

立川市第5次長期総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」をもって構成する。

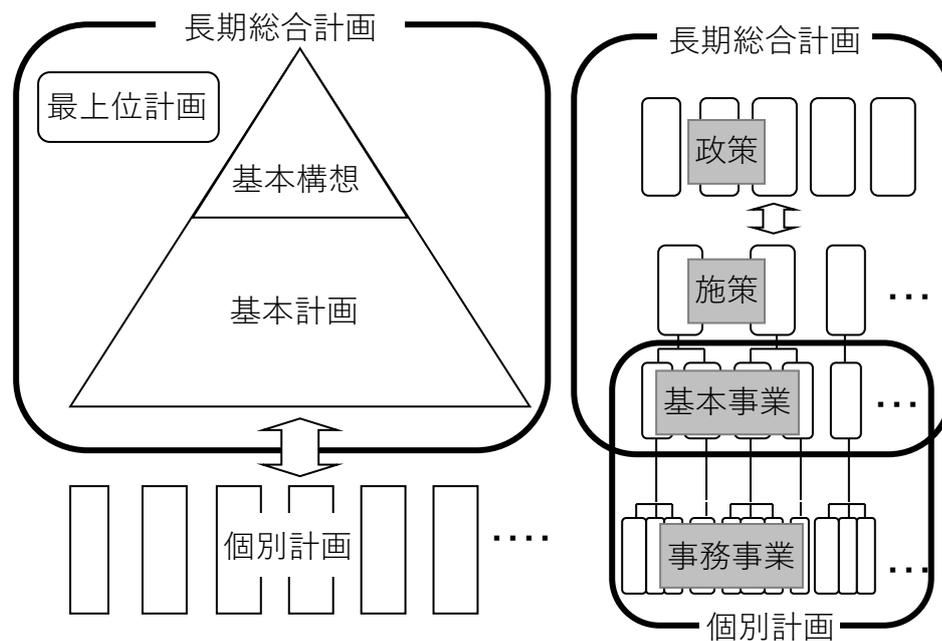
① 基本構想

基本構想には、めざすまちづくりの「将来像」定め、その実現のための「政策の取組方針」や「政策を進める上での基本的な考え方」を示す。

② 基本計画

基本計画は、基本構想に定められた「将来像」を具現化するために、施策の体系や方向性、基本事業を明らかにし、各施策の目標を設定する。

○計画イメージ



(3) 計画期間

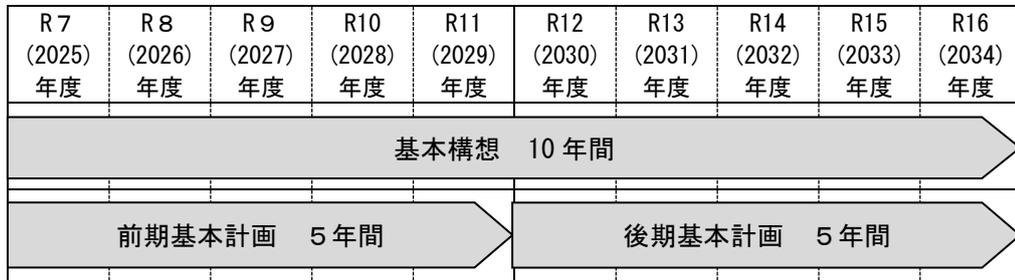
本計画の計画期間は、2040年問題など長期的な視座を持ちつつ、変動性や不確実性、複雑性が増した社会情勢に迅速かつ的確に対応するため、次のとおりとする。

① 基本構想

目標年次を令和16(2034)年度とし、計画期間を令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とする。

② 基本計画

基本構想の計画期間である10年を5年ごとの「前期」、「後期」に分け、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度を前期基本計画、令和12（2030）年度から令和16（2034）年度を後期基本計画の計画期間と定める。

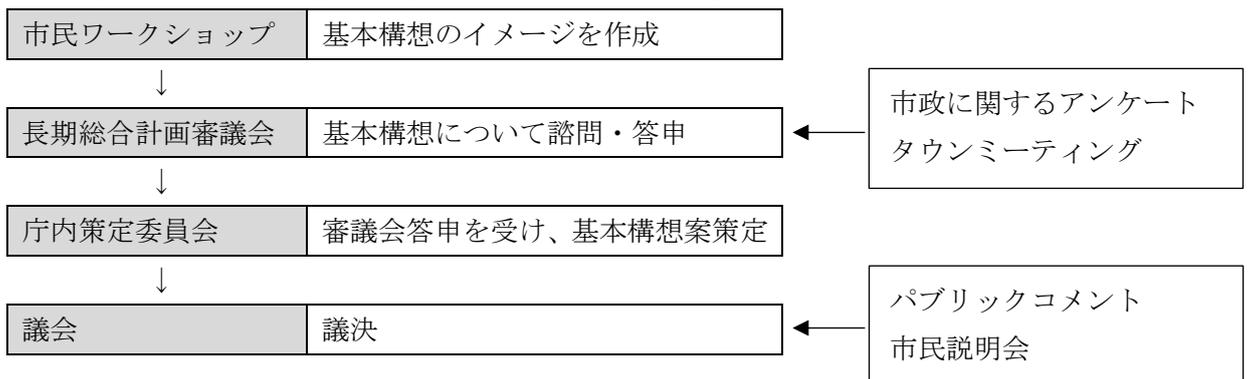


2. 策定手法

(1) 概要

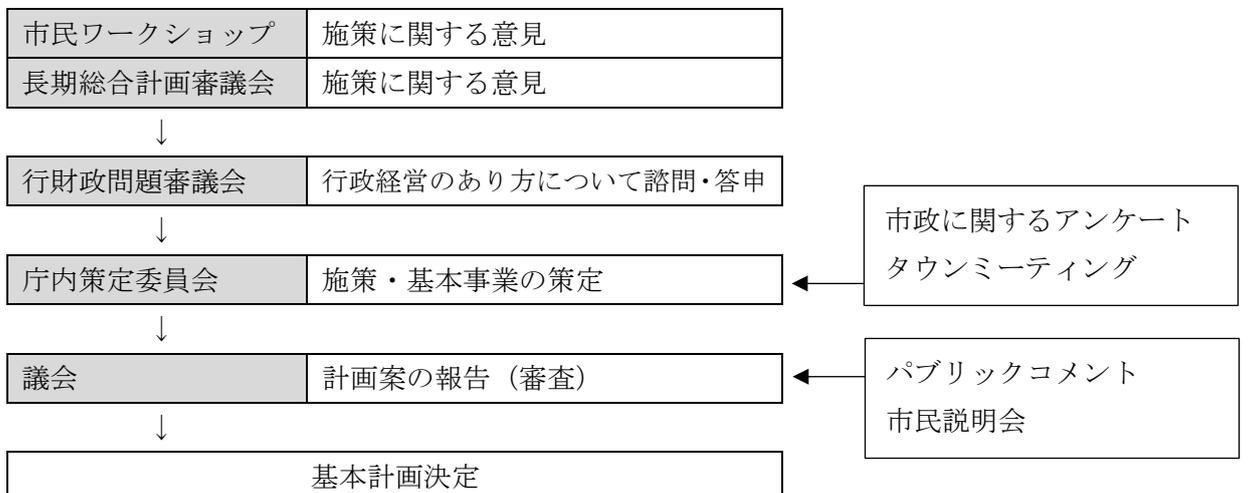
① 基本構想

市民ワークショップの意見を参考に審議会で審議し、その答申をもとに庁内策定委員会において、基本構想を策定。構想案を議会で議決して決定。



② 基本計画

行財政問題審議会の答申および市民ワークショップや長期総合計画審議会の意見を参考に庁内策定委員会で基本計画案を策定し、議会の意見を踏まえ、市が決定。



(2) 庁内体制

① 立川市第5次長期総合計画策定委員会

〔構成〕 市長、副市長、教育長及び部長職

〔役割〕 基本構想及び基本計画について審議し、総合調整を図り、素案及び原案の策定を行う。

② 立川市第5次長期総合計画政策別検討委員会

〔構成〕 政策ごとに各施策の関係部長及び担当課長

〔役割〕 施策別会議の検討結果等に基づき、施策体系、施策の方向性等の見直し、政策内の調整を行う。

③ 施策別会議

〔構成〕 各施策を所管する課長級以下の職員

〔役割〕 所管課の視点で施策内容（目的、課題、基本方針、成果指標等）の見直し、施策内の調整を行う。

④ 次世代職員ワークショップ

〔構成〕 35歳以下程度の主任職・主事職の職員（政策提案研修対象者と公募）

〔役割〕 市民ワークショップで検討する基本構想の要素を検討するとともに市民ワークショップに参加

(3) 諮問機関（等）

① 立川市長期総合計画審議会

立川市長期総合計画審議会条例に基づき審議会を設置する。市長の諮問に対し、市民ワークショップや市政に関するアンケート等を参考に「基本構想」について審議し、答申を行う。あわせて、施策の方向性に対して意見を述べる。

② 立川市行財政問題審議会

市長の諮問に対し、行財政運営や行政評価を活用した進捗管理の検証を審議し、答申を行う。

③ 立川市総合戦略・SDGs推進委員会

既存の組織を活用し、「総合戦略」について検討、審議を行う。

(4) 市民参加等

① 市民ワークショップ

公募および住民基本台帳から無作為抽出した市民、学生等を対象に基本構想につながる市がめざすべき姿、また基本計画につながる課題、必要な取組の方向性等について話し合う。

② タウンミーティング

対象者別（若者世代、子育て世代等）、地域別で令和4年度に開催したタウンミーティングでの意見を、基本構想の検討材料とする。

③ 市政に関するアンケート調査

住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民を対象に市の施策について、生活の

実態、問題意識等を把握するため実施する。令和5年度実施分については、長期総合計画策定にあたって、必要な質問事項を追加する。

④ 来街者意向調査

J R立川駅周辺の来街者を対象に来訪目的や立川のイメージ等についてインタビュー形式で調査を実施する。

⑤ 市民説明会

市民ワークショップや市政に関する意見等を参考に策定した、長期総合計画素案の段階で、市民へ計画概要を説明し、意見を聴取する機会を増やす。

⑥ 市民意見公募（パブリックコメント）

計画素案に対して、市広報やホームページ等を通じて、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、多様な意見を聴取する。

3. 個別計画との関係

(1) 位置づけ

各個別計画は、基本計画における各「施策」の具体計画であり、実行計画。

(2) 内容

① 個別計画の策定目的

『基本計画（基本事業）の施策目的』＝『各個別計画の策定目的』

となるよう、可能な限り上位計画である長期総合計画との整合を図る。

② 個別計画の成果指標

『基本計画（基本事業）の成果指標』＝『各個別計画の成果指標』

となるよう、可能な限り上位計画である長期総合計画との整合を図る。

③ 個別計画の計画体系

『基本計画の（施策）＞（基本事業）＞（事務事業）』

のレベル感に可能な限り整合を図ること。

4. その他

(1) 「たちかわ創生総合戦略」との関係

人口減少問題の克服と「交流」を中心に据えた「たちかわ創生」を目的とする「たちかわ創生総合戦略」は、他の施策横断的な計画（行政経営計画や人材育成計画など）と同様、個別計画として長期総合計画に包含し、位置付ける。

(2) SDG s との関係

長期総合計画に基づく市の取り組みは、多くの点でSDG s の理念や目標と合致することから、計画書で各施策とSDG s との結びつきを示す。

5. スケジュール

※別紙参照

